

【別添資料 5】

○御殿場市公文書公開条例

平成 7 年 1 2 月 8 日

条例第 3 7 号

改正 平成 1 2 年 1 2 月 1 4 日 条例第 4 6 号

平成 1 5 年 1 2 月 2 5 日 条例第 3 5 号

平成 1 7 年 7 月 1 1 日 条例第 1 4 号

平成 2 4 年 6 月 2 0 日 条例第 2 1 号

平成 2 7 年 1 2 月 2 8 日 条例第 4 0 号

(目的)

第 1 条 この条例は、市民の公文書の公開を求める権利を明らかにするとともに、公文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、市政の公正な執行と市民の信頼の確保を図り、もって市民参加による開かれた市政を推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公平委員会及び市議会をいう。
- (2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、決裁若しくは供覧の手續又はこれらに準ずる手續（以下「事案処理手續」という。）が終了し、実施機関が管理しているものをいう。
- (3) 公文書の公開 実施機関が、この条例の定めるところにより、公文書の原本若しくは写しを閲覧若しくは視聴に供し、又は公文書の写しを交付することをいう。

（一部改正〔平成 1 5 年 条例 3 5 号〕）

(運用方針)

第 3 条 実施機関は、市民の公文書の公開を求める権利が十分に尊重されるように、この条例を運用しなければならない。

2 実施機関は、公文書の公開に当たっては、個人に関する情報がみだりに公にされることのないように最大限の配慮をしなければならない。

(適正使用)

第 4 条 この条例の定めるところにより公文書の公開を受けたものは、これによって得た情報をこの条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

(公文書の公開を請求できるもの)

第5条 次に掲げるものは、実施機関に対して公文書の公開（第7号に掲げるものにあつては、そのものの利害関係に係る公文書の公開に限る。）を請求することができる。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に本籍を有する者
- (3) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (4) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (5) 市内に存する学校に在学する者
- (6) 市に納税義務のある者
- (7) 前各号以外のもので実施機関が行う事務事業に利害関係を有すると実施機関が認めたもの

(一部改正〔平成24年条例21号〕)

(公文書の公開の請求方法)

第6条 公文書の公開を請求しようとするものは、当該請求に係る公文書を管理している実施機関に対して、当該実施機関が定める請求書を提出しなければならない。

(公文書の公開の決定等)

第7条 実施機関は、前条に規定する請求書を受理したときは、請求に係る公文書を公開するか否かを当該請求書を受理した日から起算して15日以内に決定しなければならない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、同項に規定する期間に30日を限度として加えた期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、延長の理由を前条に規定する請求書を提出したもの（以下「請求者」という。）に書面により速やかに通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の決定をしたときは、請求者に対して書面により速やかに通知しなければならない。ただし、公文書を直ちに公開することができる場合は、口頭で通知することができる。

4 前項の場合において、実施機関は、公文書の公開をしない旨の決定（第11条の規定による公文書の公開の決定を含む。）をしたときは、その理由を同項の書面に記載しなければならない。この場合において、当該決定の日から起算して1年以内に当該公文書の全部又は一部を公開することができるようになることが明らかであるときは、その旨を付記するものとする。

5 実施機関は、第1項の決定をする場合において、当該公文書に市以外のものに関する

情報が記録されているときは、あらかじめこれらのものの意見を聴くことができる。

（公文書の不存在に係る措置）

第8条 実施機関は、第6条に規定する請求書を受理した後、請求に係る公文書の不存在が明らかになったときは、その旨を請求者に対して書面により速やかに通知しなければならない。

（公文書の公開の方法）

第9条 実施機関は、第7条第1項の規定により公文書の公開をする旨の決定（第11条の規定による公文書の公開の決定を含む。）をしたときは、請求者に対して速やかに当該公文書の公開をしなければならない。

2 前項に規定する公文書の公開は、第7条第3項の規定による通知により、実施機関が指定する日時及び場所において行う。この場合において、実施機関は、公文書の公開することにより当該公文書の保存に支障が生ずるおそれがあると認めるときその他当該公文書の原本を公開しないことにつき相当の理由があるときは、当該公文書を複写したものの閲覧又はその写しの交付をもって公文書の公開とすることができる。

3 実施機関は、マイクロフィルムを公開する場合には、当該マイクロフィルムを書面に出力したものを閲覧させ、又は交付するものとし、電磁的記録を公開する場合には、その種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行うものとする。

（一部改正〔平成15年条例35号〕）

（公開しないことができる公文書）

第10条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている公文書については、当該公文書の公開をしないことができる。

(1) 法令若しくは条例の定めるところにより公開することができないとされている情報又は法律若しくはこれに基づく政令により、市長その他の執行機関の権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体（以下「国等」という。）の事務に関し、主務大臣等から公開してはならない旨の明確な指示がある情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により、何人でも閲覧することができる情報

イ 実施機関が作成し、又は取得した情報で公表を目的としているもの

ウ 法令等の規定に基づく許可、免許、届出等の際に実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要であると認められるもの

(3) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する

る情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより当該法人等若しくは当該個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれることが明らかであると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命、身体又は健康を保護するために、公開することが必要であると認められる情報

イ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある侵害から人の財産又は生活を保護するために、公開することが必要であると認められる情報

ウ ア又はイに掲げる情報に準ずる情報であつて、公開することが公益上必要であると認められるもの

(4) 公開することにより人の生命、身体、財産又は社会的地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報

(5) 市と国等との間の協力、協議、依頼等により実施機関が作成し、又は取得した情報であつて、公開することにより市と国等との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められるもの

(6) 実施機関（市長を除く。）、市の執行機関の附属機関及びこれらに類するもの（以下「合議制機関等」という。）の会議に係る情報であつて、公開することにより、当該合議制機関等の公正又は円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められるもの

(7) 市の機関又は国等の機関が行う事務事業に係る審議、協議、調査研究その他の意思形成の過程における情報であつて、公開することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に著しい支障が生ずると認められるもの

(8) 市の機関又は国等の機関が行う監査、検査、指導、取締り、徴税等の計画及び実施要領、涉外、争訟、交渉の方針、契約の予定価格、試験の問題及び採点基準、職員の身分取扱い、用地買収計画その他の事務事業に関する情報であつて、当該事務事業の性質上、公開することにより、当該事務事業の実施目的を失わせ、又は当該事務事業及び将来における同種の事務事業の公正若しくは円滑な実施に著しい支障が生ずるおそれのあるもの

（公文書の一部公開）

第11条 実施機関は、公開の請求に係る公文書に前条各号のいずれかに該当する情報とそれ以外の情報が記録されている場合において、公開しないことができる情報とそれ以外の情報とを容易に、かつ、公開の請求の趣旨が損なわれない程度に分離することができるときは、公開しないことができる情報が記録されている部分を除いて、公文書の公開をするものとする。

第12条及び第13条 削除

(〔平成 27 年条例 40 号〕)

(他の制度との調整等)

第 14 条 この条例は、公文書の閲覧若しくは縦覧又は公文書の謄本、抄本その他の写しの交付の手続が別に定められている場合における当該公文書の公開については、適用しない。

2 この条例は、前項に規定するもののほか、本市の図書館その他これに類する施設において、市民の利用に供することを目的として管理している公文書の公開については、適用しない。

3 第 5 条から第 13 条までの規定は、平成 6 年 3 月 31 日以前に作成し、又は取得した公文書については適用しない。ただし、実施機関が定める公文書を除く。

(公文書の任意的公開)

第 15 条 実施機関は、第 5 条に掲げるものから前条第 3 項に規定する公文書について公開の申出があった場合においては、これに応ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、第 5 条に掲げるもの以外のものから公文書の公開の申出があった場合においては、これに応ずるよう努めるものとする。

(手数料等)

第 16 条 この条例の規定に基づく公文書の閲覧に係る手数料は、御殿場市手数料条例(昭和 58 年御殿場市条例第 39 号)の規定にかかわらず、無料とする。

2 この条例の規定に基づき公文書の写しを交付する場合の当該写しの作成及び送付に要する費用は、請求者の負担とする。

(全部改正〔平成 12 年条例 46 号〕、一部改正〔平成 15 年条例 35 号〕)

(情報の提供)

第 17 条 実施機関は、市民が必要とする情報を的確に把握するとともに、情報を積極的に提供するよう努めるものとする。

(一部改正〔平成 15 年条例 35 号〕)

(公文書の検索資料の作成)

第 18 条 実施機関は、公文書を検索するため必要な資料を作成し、一般の利用に供するものとする。

(一部改正〔平成 15 年条例 35 号〕)

(実施状況の公表)

第 19 条 市長は、毎年、各実施機関における公文書の公開の実施状況を取りまとめ、これを公表しなければならない。

(一部改正〔平成 15 年条例 35 号〕)

(指定管理者の情報公開)

第20条 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）は、その職員が職務上作成し、又は取得した文書等（文書、図画、写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）をいう。）であって、組織的に用いるものとして、自己が管理している同法第244条第1項に規定する公の施設（以下「公の施設」という。）に関するものの公開に努めなければならない。

2 実施機関は、前項の公の施設に関する文書等であって、実施機関が保有していないものの公開の申込みがあった場合においては、当該指定管理者に対し、当該文書等を公開のため実施機関に提出するよう求めるものとする。

(追加〔平成17年条例14号〕)

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

(一部改正〔平成15年条例35号・17年14号〕)

附 則

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月14日条例第46号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年12月25日条例第35号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年7月11日条例第14号抄）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年6月20日条例第21号）

この条例は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成27年12月28日条例第40号抄）

(施行期日)

1 この条例は、法の施行の日から施行する。

【別添資料 5】

○御殿場市公文書公開条例施行規則

平成 7 年 1 2 月 8 日

規則第 3 3 号

改正 平成 1 7 年 6 月 1 日規則第 1 3 号

平成 1 9 年 1 月 2 4 日規則第 1 号

平成 2 4 年 6 月 2 0 日規則第 2 4 号

平成 2 8 年 3 月 3 1 日規則第 1 7 号

平成 2 9 年 8 月 2 1 日規則第 2 8 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、御殿場市公文書公開条例（平成 7 年御殿場市条例第 3 7 号。以下「条例」という。）の施行に関し、市長が管理する公文書の公開等について必要な事項を定める。

(請求書の様式)

第 2 条 条例第 6 条に規定する請求書は、御殿場市公文書公開請求書（様式第 1 号）とする。

(通知書の様式)

第 3 条 条例第 7 条第 2 項に規定する通知書は、御殿場市公文書公開決定期間延長通知書（様式第 2 号）とする。

2 条例第 7 条第 3 項に規定する通知書は、決定の区分に応じ、次のとおりとする。

公文書を公開する場合 御殿場市公文書公開決定通知書（様式第 3 号）

公文書の一部を公開する場合 御殿場市公文書一部公開決定通知書（様式第 4 号）

公文書を公開しない場合 御殿場市公文書非公開決定通知書（様式第 5 号）

3 条例第 8 条に規定する通知書は、御殿場市公文書不存在通知書（様式第 6 号）とする。

(公文書の閲覧)

第 4 条 公文書を閲覧するものは、当該公文書を破り、又は汚してはならない。

2 市長は、前項の規定に違反するものに対し、当該公文書の閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

(適用公文書)

第 5 条 条例第 1 4 条第 3 項ただし書に規定する実施機関が定める公文書は、保存年限が永年と定められている公文書とする。

(実施状況の公表の方法)

第 6 条 条例第 1 9 条の規定による公文書の公開の実施状況の公表は、市広報紙に掲載すること等により行うものとする。

(一部改正〔平成１９年規則１号・２９年２８号〕)

附 則

この規則は、平成８年４月１日から施行する。

附 則（平成１７年６月１日規則第１３号）

この規則は、公布の日から施行し、平成１７年４月１日から適用する。

附 則（平成１９年１月２４日規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成２４年６月２０日規則第２４号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成２４年７月９日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則施行の際、現に改正前の御殿場市公文書公開条例施行規則、御殿場市外国人高齢者福祉手当支給規則、御殿場市営住宅条例施行規則の様式により提出されている文書は、改正後の御殿場市公文書公開条例施行規則、御殿場市外国人高齢者福祉手当支給規則、御殿場市営住宅条例施行規則の相当様式により提出された文書とみなす。
- 3 この規則施行の際、現に第５条の規定による改正前の外国人登録法の規定による外国人登録原票に登録されている者については、改正後において引き続き住民基本台帳に登録されているものとみなす。

附 則（平成２８年３月３１日規則第１７号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、従前の規定により作成した帳票及び用紙は、当分の間、使用できるものとする。

附 則（平成２９年８月２１日規則第２８号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

御 殿 場 市 公 文 書 公 開 請 求 書

年 月 日

御殿場市長 様

住所〔法人その他の団体にあつては、そ
の主たる事務所の所在地〕

請求者 氏名〔法人その他の団体にあつては、そ
の名称及び代表者の氏名〕 印

電話番号

御殿場市公文書公開条例第6条の規定により、次のとおり公文書の公開を請求しま
す。

請求する公文書 の件名又は内容	
請 求 者 の 区 分 〔1から7までの うち該当する ものを一つ〇 で囲み、() 内に必要な事 項を記入して ください。〕	1 市内に住所を有する者 2 市内に本籍を有する者 (本籍地 御殿場市 筆頭者) 3 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 〔事業所等の名称 事業所等の所在地 〕 4 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者 〔事業所等の名称 事業所等の所在地 〕 5 市内に存する学校に在学する者 〔学校の名称 学校の所在地 〕 6 市に納税義務のある者(税の種別) 7 実施機関が行う事務事業に利害関係を有する者 〔利害の内容 〕
公 開 の 方 法	1 原本の閲覧 2 写しの閲覧 3 写しの交付
請 求 の 目 的	

(注)請求の目的は、請求された公文書の特定などの参考とするためのものです。記入に
ついては、請求される方の任意です。

様式第2号(第3条関係)

御殿場市公文書公開期間延長決定通知書

第 号
年 月 日

請求者 住所 〔法人その他の団体にあつては、
その主たる事務所の所在地〕
氏名 〔法人その他の団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名〕 様

御殿場市長 印

年 月 日付けで請求のあった公文書の公開については、御殿場市公文書公開条例第7条第2項の規定により、次のとおり決定期間を延長したので通知します。

公文書の件名	
条例第7条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期限	年 月 日まで
延長の理由	
担当課	電話番号

様式第3号(第3条関係)

御殿場市公文書公開決定通知書

第 号
年 月 日

請求者 住所 〔法人その他の団体にあつては、
その主たる事務所の所在地〕
氏名 〔法人その他の団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名〕 様

御殿場市長 印

年 月 日付けで請求のあった公文書の公開については、御殿場市公文書公開条例第7条第1項の規定により、次のとおり公開することを決定したので、同条第3項の規定により通知します。

公文書の件名	
公開の日時	年 月 日 時
公開の場所	
担当課	電話番号

(注)

- 1 公文書の公開を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。
- 2 指定された日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当課に連絡してください。

様式第4号(第3条関係)

御殿場市公文書一部公開決定通知書

第 号
年 月 日

請求者 住所 〔 法人その他の団体にあっては、
その主たる事務所の所在地 〕
氏名 〔 法人その他の団体にあっては、
その名称及び代表者の氏名 〕 様

御殿場市長 印

年 月 日付けで請求のあった公文書の公開については、御殿場市公文書公開条例第7条第1項及び第11条の規定により、次のとおり公開することを決定したので、第7条第3項の規定により通知します。

公 文 書 の 件 名	
公 開 の 日 時	年 月 日 時
公 開 の 場 所	
公 開 し な い 部 分	
公 開 し な い 理 由	御殿場市公文書公開条例第10条第 号に該当
担 当 課	電話番号
備 考	

(注) 裏面をご覧ください。

(裏面)

- 1 公文書の公開を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。
- 2 指定された日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当課に連絡してください。
- 3 この決定に不服がある場合には、次のとおり審査請求又は処分の取消しの訴えの提起をすることができます。

(1) 審査請求

この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、御殿場市長に対して審査請求をすることができます。

(2) 処分の取消しの訴え

この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、御殿場市を被告(訴訟においては御殿場市長が被告の代表者となります。)として提起することができます(決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、先に審査請求をした場合の処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に係る決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内となります。

様式第5号(第3条関係)

御殿場市公文書非公開決定通知書

第 号
年 月 日

請求者 住所 〔 法人その他の団体にあっては、
その主たる事務所の所在地 〕
氏名 〔 法人その他の団体にあっては、
その名称及び代表者の氏名 〕 様

御殿場市長 印

年 月 日付けで請求のあった公文書の公開については、御殿場市公文書公開条例第7条第1項の規定により、次のとおり公開しないことを決定したので、同条第3項の規定により通知します。

公 文 書 の 件 名	
公 開 し な い 理 由	御殿場市公文書公開条例第10条第 号に該当
担 当 課	電話番号
備 考	

(注) 裏面をご覧ください。

(裏面)

この決定に不服がある場合には、次のとおり審査請求又は処分の取消しの訴えの提起をすることができます。

1 審査請求

この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、御殿場市長に対して審査請求をすることができます。

2 処分の取消しの訴え

この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、御殿場市を被告(訴訟においては御殿場市長が被告の代表者となります。)として提起することができます(決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、先に審査請求をした場合の処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に係る決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内となります。

様式第6号(第3条関係)

御 殿 場 市 公 文 書 不 存 在 通 知 書

第 号
年 月 日

請求者 住所 〔法人その他の団体にあつては、
その主たる事務所の所在地〕
氏名 〔法人その他の団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名〕 様

御殿場市長 印

年 月 日付けで請求のあった公文書の公開については、公文書が不存
在のため請求に応じられませんので、御殿場市公文書公開条例第8条の規定により通知
します。

公 文 書 の 件 名	
不 存 在 の 理 由	
担 当 課	電話番号

様式第 1 号（第 2 条関係）

（一部改正〔平成 24 年規則 24 号〕）

様式第 2 号（第 3 条関係）

様式第 3 号（第 3 条関係）

様式第 4 号（第 3 条関係）

（全部改正〔平成 17 年規則 13 号〕、一部改正〔平成 19 年規則 1 号・28 年
17 号〕）

様式第 5 号（第 3 条関係）

（全部改正〔平成 17 年規則 13 号〕、一部改正〔平成 28 年規則 17 号〕）

様式第 6 号（第 3 条関係）